

2026年3月30日

○担当者：土木部監理課長 荷見 信之
(担当)：課長補佐(総括) 和田 隆司
(連絡先)：029-301-4321(内線4313)
○担当者：総務部人事課長(処分関係) 鈴木 貴裕
(担当)：課長補佐 坂野 隆一
(連絡先)：029-301-2278(内線2275)

公有財産賃貸借契約に係る手続遅延事案に係る職員の処分について

このたび、過去に土浦土木事務所つくば支所に在籍した職員が、公有財産賃貸借契約に係る手続を怠った事案が発生し、当該職員に対し本日付で懲戒処分を行いました。県民の皆様への信頼を著しく損ねる行為であり、深くお詫び申し上げます。今後、二度と同様の事件を起こさぬよう、再発防止策を講じてまいります。

1 事案の概要

(1) 事案を起こした職員

保健医療部出先機関 主任 47歳 男性

(2) 概要

- 土浦土木事務所つくば支所においては、つくば市内で実施する土地区画整理事業地内(葛城地区、島名・福田坪地区、上河原崎・中西地区、萱丸地区)の県有地を、貸付先事業者と賃貸借契約を締結し、貸付料を徴収している。
- 今般、当該職員が、当該貸付先事業者に貸し付けていた県有地に係る令和4年度から令和6年度分の賃貸借契約の更新手続を怠っていたことが、当該職員異動後の令和6年11月に発覚したことから、令和7年1月に当該貸付先事業者と3年度分の契約を締結した上、同年2月に未徴収分の貸付料全額(3年度分合計245,625円)を徴収した事案が発生した。
- なお、所属において、令和5年10月に、当該職員に対し、当該契約の必要性の有無を確認していたが、必要はない旨の虚偽の報告をしていたことにより事案の発覚が遅れた。

2 処分

- 処分内容：戒告
- 処分年月日：2026年3月30日
- その他

所属職員に対する指導監督が不十分であった責任を問うため、事件発生当時の土浦土木事務所つくば支所長、次長兼事業調整課長に対して「訓告」を行った。

3 対応（再発防止策）

- 本日付けで職員の服務規律の確保に係る通知を全部局に発出し、職員の綱紀粛正の徹底を図った。
- 事業担当及び副担当が、一連の手続きにおいて複数名で対応するとともに、支所内関係3課においてトリプルチェックを実施。併せて、情報を一元化した新たな台帳を作成し管理することとした。
- 貸付先事業者に対し、四半期ごとに、貸付対象となる土地に係る情報一覧を提供し、漏れを防止することとした。
- 支所長及び各課長は、毎月実施する所内課長会議において、全課分の進捗状況チェックシートについて確認を行い、事業執行の漏れ及び遅延を防止することとした。
- 業務マニュアルを随時更新し関係職員間で共有することにより、作業手順などの「業務の見える化」を図ることとした。
- 上記の内容等について、支所内全職員に周知徹底するとともに、関係課とも緊密に連携して取り組む。